

社会福祉法人嬉野町社会事業助成会  
福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人嬉野町社会事業助成会（以下「法人」という。）が所有する福祉車両を地域福祉活動の推進に資することを目的とし、この貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出車両)

第2条 貸出する福祉車両は次のとおりとする。

車種：トヨタ コースター

登録番号：佐賀200 さ1417

定員：25名

(貸出範囲)

第3条 貸出しの範囲は嬉野市内に住所を有し、次の各号のいずれかの目的のために使用するとき貸出をする。

- (1) 老人、身体障がい者、母子、青少年など福祉団体や社会教育団体が大会、研修会また奉仕活動のために利用するとき
- (2) 行政目的または社会福祉活動のために利用するとき
- (3) 諸行事に参加するとき
- (4) その他、理事長が必要と認めたとき

(利用手続き)

第4条 福祉車両の貸出しを希望する者（以下「利用者」という。）は、福祉車両貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、貸出日の5日前までに理事長に申請しなければならない。

(貸出期間等)

第5条 福祉車両の貸出期間等については下記のとおりとする。

- (1) 貸出は原則1回につき、1日とする
- (2) 定期的な日時や曜日を指定する利用は出来ない
- (3) 貸出時間については、土曜日 午後6時00分～日曜日 午後5時30分までとする。
- (4) 貸出と返却時には車両チェックを行なう

(利用料金等)

第6条 福祉車両の利用料金は無料とする。

2 有料道路料金及び駐車場料金等は利用者の負担とする。

(貸出場所)

第7条 福祉車両の貸出しは法人の指定する日時、場所で行うものとする。

(運転者)

第8条 福祉車両の運転は利用者において行う。

(利用の取消)

第9条 利用者が利用の取り消しを行うときは、利用日の前日までに行うものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉車両を目的外に使用しないこと
- (2) 福祉車両を第三者へ転貸しないこと
- (3) 道路交通法等の法令を守ること
- (4) 福祉車両は適切な管理のもとで運行し、保管すること
- (5) 申請書に記載された運転者以外の者に運転をさせないこと
- (6) 使用した燃料は全量補充し指定場所に返却すること
- (7) 車内清掃（ごみ拾い、掃き掃除、雨の日は泥汚れを落とす）を行うこと
- (8) 鍵の返却は車返却当日に行うこと

(事故報告)

第11条 利用者は貸出期間中に事故等が発生した場合は、速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに法人に報告を行う。

(損害賠償)

第12条 福祉車両の貸出期間中における事故等に係る法人の損害賠償は、当該福祉車両が加入する保険の範囲内とする。

2 保険対象外の一切の損害賠償等については、利用者の責任において負担しなければならない。

附則この要綱は、平成30年10月1日より施行する。